

平氏家人周防岩国氏について

齊藤 拓海

はじめに

『延慶本平家物語』は一ノ谷に集結した平氏家人のひとりとして周防国の「石国源太維道」の名を挙げている⁽¹⁾。また、『吾妻鏡』は壇ノ浦の戦いで生け捕りとなつた「平氏家人周防国住人岩国二郎兼秀。同三郎兼末等」を記している⁽²⁾。周防国の武士岩国氏（以下岩国氏で表記）は平氏家人であり、治承・寿永の内乱では壇ノ浦の戦いに至るまで平氏に従つていた。『岩国市史』⁽³⁾は、岩国氏は岩国地方の領主であり、西國の有力武士であつたが、平氏の没落によつてその地位を失つたとする。岩国氏は滅亡したのではないが、これにかわつて岩国地方に勢威を張つたのが清繩氏（後の弘中氏）であり、後に大内氏の支配下に入つた。近年に発行された新版の『岩国市史』⁽⁴⁾は清繩氏は大内氏の代官として岩国地方を領有したとしている。

新旧の両『岩国市史』すでに言われているように岩国氏についての史料は少なく、それにともなつて岩国氏の論考も少ない。筆者は以前、「周防大島の源平合戦」と題した報告をおこなつた⁽⁵⁾が、本稿では、その際に気づいた岩国氏についてのいくつかの論点を提示し、後学に資したいと思う。なお岩国氏の名字の地は「岩国」「石国」の表記があるが、古代から中世前期は「石国」と表記される場合が多いため、現代の岩国市域を指す場合と史料引用の場合を除いて原則的にそちらを用いる。一

方、武士岩国氏の名字としては広く使われている「岩国」を用いる。

一、岩国氏の系譜と所領

（一）岩国氏の系譜

まずは岩国氏に関する基本的な史料を確認しておきたい。

史料一

十日壬子。土佐国住人夜須七郎行宗。与_二梶原平三景時_一遂_二対問_一。二品直令レ決_二断之_一給。行宗擅浦合戦之時。生_二虜平氏家人周防国住人岩国二郎兼秀。同三郎兼末等_一。召進畢。募_二其功_一。可レ被_二行賞_一之由。日來言上之處。景時支申云。彼合戦之比。全無下稱_二夜須_一之者_上。件兼秀等者。自然帰降之輩也。経_二年序_一後。行宗廻_二奸曲_一。申_二子細_一之由訴_二申_一之。而行宗。彼時者。与_二春日部兵衛尉_一。令_レ乗_二同船_一之由。令_二陳謝_一之間。召_二出春日部_一。被_二尋問_一之處。申_二勿論_一之旨。已為_二分明証人_一。仍可_レ被_二加賞_一之趣。被_レ仰_二含行宗_一也。景時依_二讒訴之科_一。可_レ作_二鎌倉中道路_一云々。
(後略)

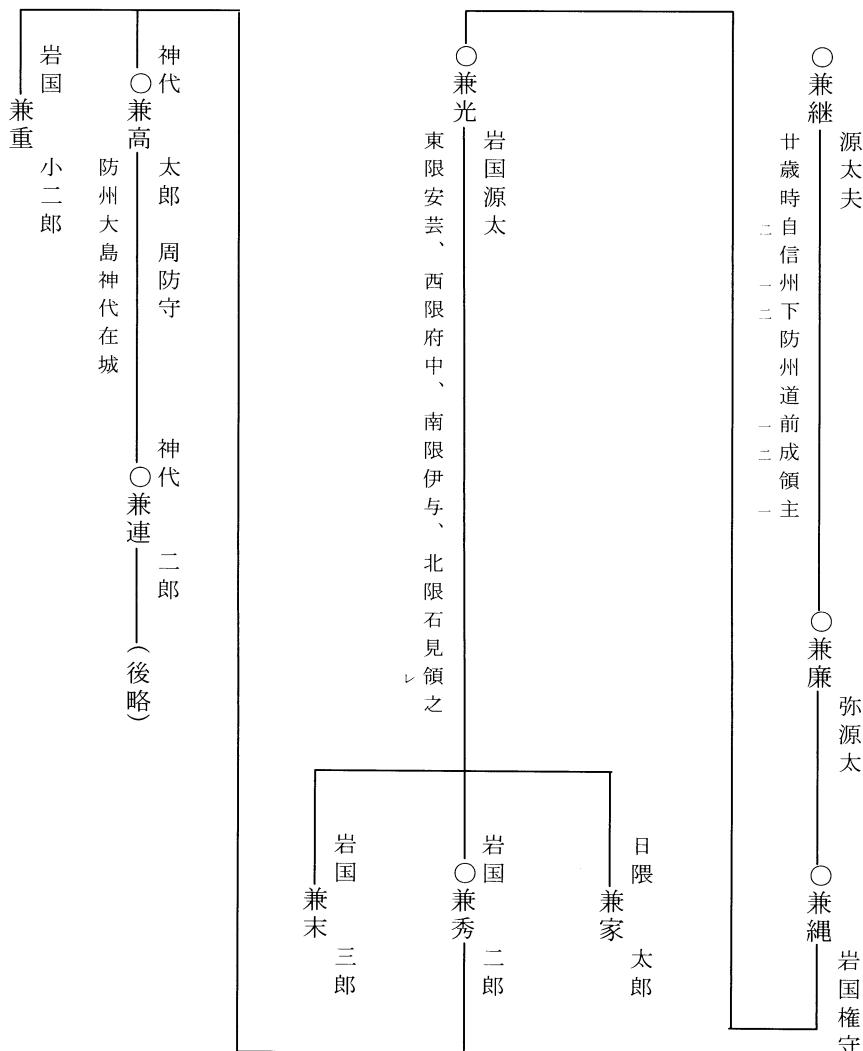


図1 神代氏系譜

岩国市史編纂所『岩国市史』(岩国市役所、1957年) 138頁、岩国市史編さん所『岩国市史 通史編一 自然・原始・古代・中世』(岩国市、2009年) 377頁をもとに作成。

土佐国住人夜須行宗が梶原景時と対決したが、それは行宗が壇ノ浦の合戦で平氏家人周防國住人岩国兼秀・兼末らを生け捕りとして召し進めて恩賞を求めたところ、景時は、行宗は壇ノ浦合戦に参加しておらず、兼秀らは自発的に降伏してきた者たちであると異論を唱えたためであった。行宗が春日部兵衛尉と同じ船に乗っていたと主張し、春日部がその通りだと証言したので、源頼朝は行宗の主張を是とし、景時は讒訴の科によつて鎌倉の道路を作られた。

岩国兼秀・兼末らは周防國住人で平氏家人であり、夜須行宗の主張によると壇ノ浦の合戦に平氏方として参加し、行宗によつて生け捕りにされた。一方、梶原景時の主張によると兼秀・兼末らは壇ノ浦の合戦の前からかはわからないが、自発的に降伏し、虜囚となつた。頼朝は行

宗の主張を是としたが、どちらが真実かはわからない。いずれにせよ、治承・寿永の内乱の末期に至るまで周防国の中平氏家人岩国兼秀・兼末らが平氏家人として戦つていたことは確かである。

次に岩国氏の末裔を称する神代氏の系図から岩国氏の記述を確認したい。『閥閱録』や『譜録』にある神代氏の系図⁽⁶⁾によると、岩国氏は源氏と称し、『吾妻鏡』に登場した二郎兼秀・三郎兼末も記載されている。兼秀・兼末から四代をさかのぼった源太夫兼継が信濃から周防に下向し、「道前」の領主となつた。「道前」は官道の始発の地をさし、周防の道前といえれば玖珂郡であり、山陽道の上口に位する岩国地方をさしたとする⁽⁷⁾。『和名類聚抄』によると周防国玖珂郡には「石国郷」が存在していた⁽⁸⁾。岩国氏の名字の地である本領はこの石国郷であり、岩国氏の始祖はこの兼継である。兼継の孫である兼繩が岩国守を称し、兼繩の子であり、兼秀・兼末の父である兼光が岩国源太を称した。前述のように『源平盛衰記』・『延慶本平家物語』には「石国源太維道」が登場しており、兼光と同一人物を指すと思われる。系図では、兼秀の子の兼高が神代氏を称し、神代に在城したとあり、この兼高の末裔が神代氏として存続していく。また、兼光には二郎兼秀・三郎兼末の他に日隈太郎兼家という子がいる。この兼家については後述する。

(二) 岩国氏の所領

岩国源太兼光の所領について神代氏の系図では、東限を安芸、西限を府中、南限を伊予、北限を石見と記す。府中すなわち周防国府は佐波郡に位置していたから兼光の所領は、岩国氏の本領と目される岩国郷のある玖珂郡のみならず、熊毛郡、都濃郡、大島郡という周防東部の広い地域に展開されていたことになる。

この兼光の所領について同時代史料にそれらしき記述がある。

史料二
(端書)
〔寄第四号〕

注進

周防国今同名田官物并乃料稻結解目六事

合

神代保乃料結解二通 在二返抄五十五枚一

神代保乃料結解二通 在二返抄七枚一
玖河・周防官物結解二通 在二返抄四十八枚一

申文一通

已上七卷

又神代序宣二通 枚數五十五枚

右、注進如レ件、

安元二年正月 日

源兼光上

(安元二(一一七六)年正月 日源兼光周防国今同名官物并乃料稻結解
目錄注進狀)⁽⁹⁾

史料三

(端書)

〔神第四十一号〕

源兼光解 申進 申文事

請レ被下殊且依二弁濟実一、且就二所當員數一、勘定上玖河 周防
神代保三ヶ所名田官物結解子細状、

副二進色結解一、

右、謹檢二案内一、去年者即平均令レ内二檢國中作田一天、不作所加二
九把五分利一、并本起請田作滿所ハ、行二加三把利田一令レ遂二収納
畢者、任二下知之旨一令レ弁二濟官物一之處、構二事於縱橫一、令レ難

二「済有限正税」、令レ対「押公事」之由有「風聞」之条、遂為「訴訟」、

而雖レ令レ造「進結解」、於「正返抄」者、加「御目代判」令レ進「国

畢者、負名之許云「公文預」云「諸収納書生」、請「繼正返抄」之後、

所レ放「勘補」也者、各名結解造進之時、無下令レ繼「進正返抄」之例

上、亦請次許為「証文」所致「後日沙汰」也、然者不レ可レ有「勘定

疑殆一、文□枚々皆沙汰人署判掲焉之、被「披校」又不レ可レ有「其隱

一、爰以令レ究「濟所當」、乍「勤仕」、「庄蘭何可レ令

レ勿「諸國威」哉、但於「玖河周防名田乃料」者、春時勤乃使高経

不「下行」者不レ為「究濟」者、於「乃料濶徵」者高経沙汰也、尤可レ

垂「御推察」事也、且依「田數次第」、且任「所當員數」、尤被「勘」

合「結解」者、將仰「御勢貴」、弥成「勤厚勞」矣、仍勒「在狀」、

言上如「件」、以解、

安元二年正月

日 源兼光上

（安元二（一一七六）年正月 日源兼光解）^⑯

史料一と三は源兼光なる人物が差出人となつてゐる一連の史料である。

「玖河」、「周防」、そして神代保に散在する今同名の官物結解、農料結

解を進める旨の内容である。兼光はこの今同名の負名であり、玖河、周防、神代保に所領をもつてゐることがわかる。収納使の進末沙汰を受け、

結解と正返抄を国衙に進めていることからこれらはいずれも公領だと思われるが、玖河と周防が神代保と同様に保なのか、それとも郷なのかはわからぬ。前述の岩国源太兼光の所領と源兼光の所領は重なつており、

源兼光は神代氏系図の記す岩国源太兼光と同一人物であろう⁽¹⁾。これら

の史料については巣島神社との関係など後段で分析したいが、さしあたり神代氏系図の示す玖河郡・熊毛郡の岩国兼光の所領がある程度、裏付

けられることを確認しておきたい。

前述したように中世に岩国地方を領有したのは弘中氏・大内氏であつ

たとされる。鎌倉時代の大内氏の所領から岩国氏の所領を探りたい。

史料四

大内介知行所領

一所矢田令

一所宇野令

一所佐波令

一所國府浜

一所下右田

一所大内村

一所富田保一分地頭

一所宮野

一所本庄

一所由宇郷

一所通津郷

一所横山

一所日積村

一所大海

一所安主所職

一所惣追捕使職

已上周防国

一所参河国高須郷

一所伊予国味須郷法師名

右状略之了（仮令右状ニハ自余委細之間
注進之旨載之歟）

（「東大寺文書」未一二四年月日未詳大内介知行所領注文案）^⑰

史料四是鎌倉時代における大内氏の所領を表すものとされている。前半部の矢田令から宮野までは周防西部の吉敷郡・佐波郡、中部の都濃郡に位置しており、大内氏の名字の地と思われる大内村など大内氏の本領とその周辺部である⁽²⁾。それに對して本庄から日積村までは周防東部の岩国地域とその周辺部である。「本庄」は岩国本庄を指すとされる⁽³⁾。由宇郷、通津郷、横山、日積村は玖河郡内に位置する。鎌倉時代、周防国

の在庁官人多々良氏が同族で檢非違使所や健児所などの国衙の要職を分

け持ち、惣領は大内介を称する一族であつた。多々良氏は周防国内各地に分派し、宇野、野田、黒川、陶、問田、右田、末武、鷺頭などそれぞれの所領の地名を名字として名乗つた⁽¹⁵⁾。これらの多々良氏一族は都濃郡の末武氏や鷺頭氏を除くといずれも惣領大内介の本領吉敷郡大内村から近い場所に位置していた⁽¹⁶⁾。岩国地方周辺の周防東部の所領には地名を名字とする多々良氏一族はおらず、同族の分派によつて成立した所領とは性格が違うように思われる。

こうした周防東部の大内氏所領は、治承・寿永の内乱後に没収された岩国氏の旧領を鎌倉時代に獲得したものである可能性を考えたい。所領注文にある都濃郡の富田保一分地頭職は、『延慶本平家物語』に登場する周防の平氏家人富田介高綱（『源平盛衰記』では周防介高綱）の旧領の一部と思われる。鎌倉時代、周防在庁官人の有力者大内氏は名字の地と国衙周辺の所領のほか、没収された平家家人旧領を獲得することで勢力を拡大したのであろう。

次に大島郡の所領について考える。前述の神代氏の系図には兼光の子兼康が通称「日隈太郎」を名乗つていたことが記されている。この「日隈」をヒクマと読むならば周防大島（以後、大島と記述）の日前を指すと思われ、岩国氏が大島に所領を展開していくことがうかがえる。治承・寿永の内乱後、大島の公領久賀保・由良保・日前保を鎌倉幕府の御家人江所高信が地頭と号して現地を押領していた。これらの大島の公領では内乱後に領主たちが没落し、地頭が補任された⁽¹⁷⁾。莊園でも、内乱期の大島では島末荘に平知盛が城を築いて滞在し、住人屋代源三・小田三郎などが知盛に従つていた。内乱後、島末荘を含む大島三ヶ荘に大江広元が地頭として補任された⁽¹⁸⁾。このように大島の莊園・公領は内乱後に平家没官領となつており、平氏家人が多数存在していたと思われる。日前保は岩国氏から没収され、平家没官領となつたのであろう。一方で大島の莊園においては、屋代荘が惣公文安部氏の祖先が所領を寄進して成

立しており⁽¹⁹⁾、立荘に関与したのは大島現地の開発領主たちであつたと思われる。

岩国氏の所領が展開する領域にはいくつかの莊園が確認できる。史料三には欠損部分があるが、源兼光（岩国兼光）が莊園で何らかの年貢・公事の類を勤仕していたことが記されている。以下にそれらと岩国氏との関係を見ておきたい。

まず、岩国氏の本領石国郷と関連が深いと思われる石国莊である。石国郷、もしくはその一部が前身となつて成立した莊園であろう。初見は正治二（一二〇〇）年二月の吉田経房の譲状である⁽²⁰⁾。経房は斎院序から賜つたとするが、この斎院は譲状中の「前斎院」と同じ人物を指すと思われるから高倉院皇女の範子内親王である⁽²¹⁾。範子内親王は高倉院の娘ではあるが、その母は平清盛の娘徳子ではない。嘉禎三（一二三七）年には「石国御庄」として見え、院領莊園であった⁽²²⁾。立荘がいつまでさかのぼれるかは不明であるが、内乱以前に院領として成立し、それが高倉院を通じて範子内親王に相続された可能性はあるだろう。前述の大内氏知行所領注文案には岩国本庄が記載されており、岩国氏の旧領内に立地していたと思われる。内乱前に立荘されたのであれば、岩国氏の関与を想定して良からう。

ついで玖珂莊をあげたい。前身は『和名抄』に見える玖珂郡玖珂郷だろう。安元三（一一七七）年以前、嚴島神社別当寺水精寺に平宗盛が仏事用途として「玖珂御領之内地利物」を寄進していた⁽²³⁾。治承四（一一八〇）年には「当寺領周防國玖珂莊祖生村」と見え、水精寺は嚴島神社政所に僧仲覚の沙汰人職補任を要請している⁽²⁴⁾。宗盛の寄進が契機となつて玖珂莊内の祖生村が水精寺領となつたのであろう。建久二（一一九一）年の段階で玖珂莊は長講堂領となつてている⁽²⁵⁾。長講堂領は後白河院が院領莊園を集積させて成立させたものである。治承元（一一七七）年の段階で「玖珂御領」とあるように、この時点ですでに院領莊園であつ

たと思われる。宗盛はおそらく玖珂莊の領家もしくは預所であり、その得分を水精寺に寄進したのであろう²⁸⁾。玖珂に岩国兼光（源兼光）の所領があつたことは前述した。地主であつた兼光が宗盛に所領を寄進し、玖珂莊の立莊につながつた可能性はあると考える。

玖珂郡にある山代莊は保元の乱時に藤原頼長から没収されて後白河天皇の後院領となつた莊園である²⁹⁾。山代莊では、莊内にある河内郷角の椎尾八幡宮の棟札に暦応三（一二三四〇）年の「大願主石国六郎入道沙弥妙阿」、永享二（一二四三九）年の「岩国朝臣角太郎左衛門沙弥道祐」の名が見える。彼らは内乱後に錦川の上流へ移つていった岩国氏の一派と考えられている³⁰⁾。岩国氏は山代莊域に所領を持つており、内乱後も残された部分が存在したのである。

このほか玖珂郡には蓮華王院領柳井莊²⁹⁾があつた。蓮華王院は後白河院の命で平清盛が建立に尽力したもので平氏との関連は深い³¹⁾。しかし、柳井莊域に岩国氏の所領分布は確認できず、岩国氏と柳井莊との関係性はわからない。

以上、神代氏系図の記す岩国兼光の広大な所領は他の史料によつてある程度、裏付けられることを見てきた。岩国氏は本領である岩国地方を中心にして周防国東部に広く所領を展開させていた周防國の有力武士であつた。名字の地である石国郷は『延喜式』に駅家の立地場所として記されている。安芸から周防への入り口にあたる陸上交通の要衝であつた。

また、同じく『延喜式』で駅家が設定されていた周防郷にも岩国兼光の所領があつた。石国郷と周防郷の駅家を結ぶ野口郷の駅家も玖珂郡の内陸部にあり、岩国氏の影響力が及んでいた可能性はある。岩国氏は周防東部から中部に抜ける陸上交通を掌握していた。また、岩国氏は、石国郷から通津郷、由宇郷、神代保と巣島から大島に至る安芸灘の沿岸部と大島の一部を領しており、海上交通の航路も掌握していた。

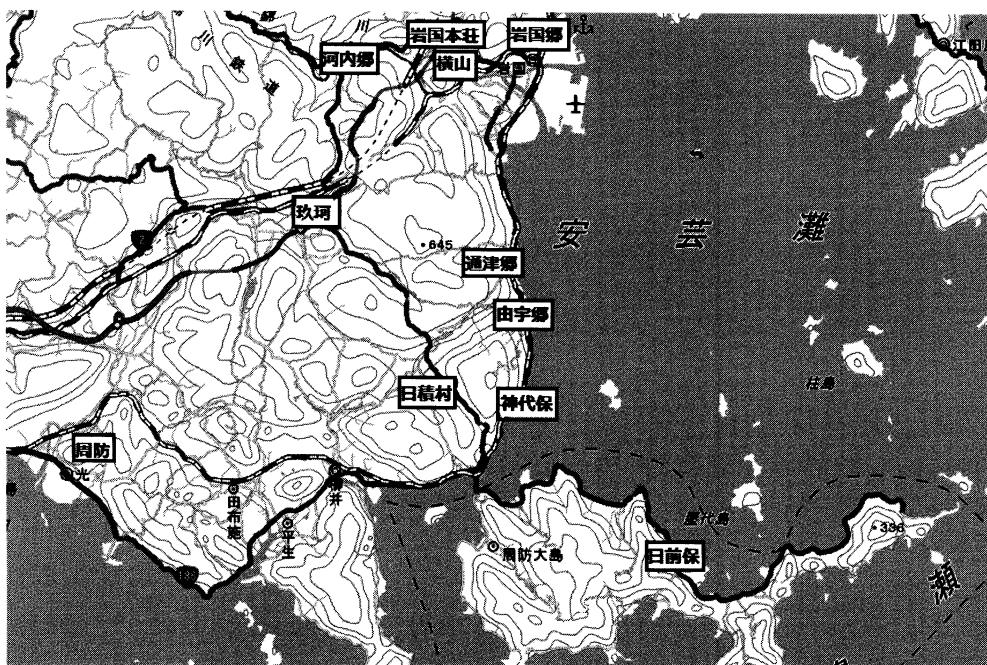


図2 想定される岩国氏の所領分布（国土地理院の地図を加工）

国土地理院 URL : <http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

二、岩国氏と平氏政権の瀬戸内海支配

(一) 岩国氏と安芸厳島神社

本節では岩国氏と安芸国一宮厳島神社の関係を考察する。ここで史料二と三を再度検討したい。いずれも厳島神社の関係文書である。史料三の事書にあるように、源兼光は玖珂・周防・神代保の名田官物結解を送り、弁済の事実を証明して所當員数に基づいての勘定を申請している。

兼光は正税・公事の納税を怠っているとの風聞によって訴訟されてしまい、その疑いを晴らすために結解を送つた。史料解釈が難しいが、収納使の進未沙汰において今同名の結解が作成されて国衙に進められたこと、正返抄は国に進めて負名の手許には残らないので結解に継いで進める例は無いこと、沙汰人の署判がおそらくは返抄に入っていたことが読み取れる。「正返抄」が送られた結解に添付されていなかつたことが訴訟において問題にされたらしく、それに対して反論した内容となつてている。

この収納使はおそらく周防国衙のそれであり、その進未沙汰を受けているということは、神代保、玖珂、周防は公領ということになる。一方でこの史料は厳島神社の関係文書であり、宛先が明記されていないが、源兼光から厳島神社に送られたものと思われる。そうすると兼光の持つ同名は周防國の公領でありながら厳島神社に納税責任をおつており、厳島社領としての性格も持つていたことになる。史料にあらわされる沙汰人であるが、前述した水精寺領玖珂荘祖生村の場合は寺僧と思われる人物が沙汰人となつていたり、安摩荘の場合は社家大行事職を世襲してきただような佐伯氏の有力神官が沙汰人職を相伝していた⁽²⁾。同名の沙汰人も神官佐伯氏であり、兼光に署判入りの返抄を発していたのである。

安芸国における厳島社領を見てみると、一宮社不輸免田・別結解名

(「別納不輸所々」)、佐西・佐東・山県郡の莊園・莊園倉敷地など(「政路によらない別納の半不輸所領であつて厳島神社の存在する佐西郡・佐東郡にほぼ集中して立地しており、厳島神社の有力神官(社家)を領有者としていた。成立時期・過程が明らかな山県郡の莊園群は平氏政権期に平氏家人であつた神主佐伯景弘の運動によつて成立した寄進型莊園が主である⁽²⁾)。こうした安芸国の厳島社領は、安芸国一宮社であることに拠つて成立している部分が多い。

それでは今同名のような周防における厳島社領はどのように考えられるのか。周防国衙が周防國一宮ではない厳島神社に一宮社不輸免田を給付することは考えにくい。別結解名は神官佐伯氏の所領を基礎として⁽²⁾地主からの寄進地を安芸国衙に申請するなどして成立している⁽²⁾。これも安芸国衙の認可を必要とする類の社領である。国衙による国内一宮社への配慮・待遇は周防における厳島社領には適用されないだろう。同名は公領と考えられるため、山県郡などの厳島社領莊園とも性格は異なると思われる。可能性として考えたいのは、地主である岩国氏自身による厳島神社への所領寄進、または前述の玖珂荘祖生村のような平氏一門による所領寄進である。安元二(一一七六)年正月段階における周防守は平清盛の女婿源有房であり⁽²⁾、平氏一門・家人に便宜をはかることは考えられよう。平氏一門の場合は、厳島神社を崇敬する平氏が前述の宗盛や頼盛のように神事・仏事の用途料として寄進したことが想定される。

岩国氏が寄進主体であった場合、背景にあるのは地理的に岩国地方が佐伯氏の拠点たる佐西郡に隣接し、厳島とも近いことであろう。陸路・水路・海路を通じて互いの物流・人的交流は盛んであつたと思われる。前述したように岩国氏の所領石国郷には馴家が立地しており、陸上交通の要衝であり、人間の行き来が盛んであつたろう。

海路では岩国氏の領する神代保から岩国までの沿岸部は周防から安芸

へ向かう航路の沿岸部であった。時代は下るが、室町時代に今川了俊の記した『鹿苑院殿巣島詣記』には、將軍足利義満一行の船が巣島から岩国、由宇などの沿岸を通つて神代に停泊したとある。近世に航海技術が発達するまでは、船を陸地沿いに進ませる地乗り航法が用いられた。海運業者たちは岩国氏の所領の沿岸部と巣島を経由して京都方面と盛んに往還していた。平安末期には周防国住人で京都と往還する海運業者と思われる清原清宗の子清末が巣島神社に田畠を寄進している⁽³⁵⁾。寄進地は清宗が巣島社司西光房に船一艘を売却して得たものであった。また、清宗は佐伯氏の神官を女婿にしていた。海運業者たちは巣島神社を航海神として信仰し、神官たちと交流して様々な関係性を結んでいた。

岩国氏と巣島神社の関係性を考える上で巣島神社の海上神殿造営事業が画期になつた可能性も想定したい。岩国氏の勢力下にあつたと思われる石国荘では、鎌倉時代に材木を年貢として納めている様子が見られ、巣島側がそれを差し押さえるという紛争が起つてゐる⁽³⁶⁾。また、室町時代には周防山代荘の材木が巣島神社の造営に用いられている⁽³⁷⁾。大量の材木を必要としたであろう巣島神社の海上社殿建立に際し、岩国氏が材木の一部を調達したことなどあつたかもしれない。

(二) 岩国氏と平氏政権の瀬戸内海支配

本節では岩国氏と平氏政権との主従関係を平氏の瀬戸内海支配の中で考えたい⁽³⁸⁾。

仁安二（一一六七）年五月、平重盛は「東山東海山陽南海道等賊徒」の追討宣旨を賜つた⁽³⁹⁾。これは平氏が山陽道・南海道に関しては海賊取締り権限を付与されて瀬戸内海航路の安全保障を後白河院から委任されたことを意味する。平氏は摂津国大輪田泊、安芸国尾道など瀬戸内海の港湾を掌握し、福原から巣島までの内海港湾に宿泊施設を設置し、施設

の釣殿に船を接岸できるように整備した。こうした瀬戸内海掌握政策のひとつとして下向井龍彦氏が指摘したのが海域監視施設「警固屋」の内海沿岸各地への配置である。吳市警固屋、佐伯郡大野町「経小屋山」、大分県津久見市「警固屋」、同佐伯市弥生町「稽古屋」などがその可能性があつた「ケゴヤ」地名としてあげられている。そして各地の「ケゴヤ」地名付近には有力な平氏家人が存在しており、安芸の平氏家人巣島神主佐伯景弘、長門の厚東武道、豊後における小松家（重盛流）の有力家人緒方惟栄の一族である白杵惟隆、佐伯惟康などがそれであつた。これららの平氏家人が警固屋に宿直して海域監視をおこない、平氏の瀬戸内海支配を支えたのである。

ここで周防における「ケゴヤ」地名に目を向けると山口県柳井市伊陸「毛古屋」、山口県田布施町大波野「毛木屋」が下向井氏に指摘されている。これらは前述した岩国氏の勢力圏内に位置しており、他の「ケゴヤ」地名における近隣の平氏家人と同様にこれらの周防東部の警固屋において岩国氏が海域監視をおこなつていたと思われる。後白河院から平氏に委任された海賊取締り権限は周防東部海域においては岩国氏に分与され、主君である平氏が院権力のもとでそうしたように、岩国氏はその権限をてこにして周辺の海賊的武士を編成し、大島の日前保に進出するなど所領を拡大していくのではないだろうか。

ここで想起されるのが、中世後期に岩国氏にとつてかわつた弘中氏である。弘中氏は岩国地方を大内氏の家臣として支配すると共に大島とその周辺の島嶼部対岸の神代、柳井などに存した多くの海賊的武士を大内氏の水軍として編成し、指揮していた⁽⁴⁰⁾。その中には岩国氏の末裔を称する神代氏も含まれていた。時代は遡るが、弘中氏と同様に岩国に本拠地を置き、周防東部の沿岸部を掌握する岩国氏は、自身も海賊的武士の性格を持ち、大島周辺の海賊的武士を指揮下において編成していた可能性を考えたい。

乏しい史料を見る限りではあるが、岩国氏は源太夫を名乗った兼継、岩国權守を名乗った兼縄を除き、いずれも太郎・二郎・源太などを通称としていた。彼らに中央の官職や在庁官人としての所職は見当たらない。また、内乱期前後の周防在庁官人の連署に源氏は見当たらない⁽⁴²⁾。岩国氏の本拠地であつた岩国地方は周防国府から遠く、周防の在庁官人を主導していたのは前述したように多々良氏（大内氏）であった。平安末期の岩国氏は周防在庁官人としての活動は乏しかつたと思われる。兼光の代に見られる岩国氏の広大な所領は周防の在庁官人としての活動に起因するものとは考えにくく、前述したように平氏と結びつくことで所領を大きく拡大したと考えたい。先行研究では、平氏に従属し、平氏権力を背景として一国単位での軍事指揮権を行使する「国奉行人」や「家人奉行」と評価される平氏家の武士の存在が指摘されている⁽⁴³⁾。目代や有力在庁がこうした家人奉行として位置づけられることもあるが、相模の大庭景親や紀伊の佐藤能清のように必ずしも在庁官人としての所職を持たない武士も位置づけられている。岩国氏は後者の大庭氏などと同様に在庁官人ではない国内武士が平氏家人となることで国内での勢力を拡大したものと考えられる。岩国氏は周防東部における平氏の「家人奉行」的武士であつたと評価したい。治承・寿永の内乱において岩国氏が壇ノ浦の戦いにいたるまで平氏方として戦い得たのは、家人奉行としての権限で編成した水上戦闘能力を保持していたためであろう。

平氏は、「ケゴヤ」地名の近隣以外にも瀬戸内海沿海諸国の有力な海賊的武士を平氏家人として編成していた。芸予海域には、安芸国沼田荘下司で都宇竹原荘・生口島を勢力下に置く沼田次郎と伊予国風早郡河野郷を本拠地とし、三島七島社務職を持つ河野通清がいた。沼田氏と河野氏は姻戚関係にあり、平氏から芸予諸島海域の海上交通の安全確保と海賊取締りを委ねられていた⁽⁴⁴⁾。『源平盛衰記』には備後国鞆が本拠地と思われる平氏家人鞆六郎が登場している。鞆は備後の平氏家人奴可入道西寂

が伊予の河野通清が平氏から離反したときに兵船を調達し、伊予への出撃拠点とした要港であった⁽⁴⁵⁾。周防国には、富田保を本拠地としていたと思われる平氏家人富田高綱がいた⁽⁴⁶⁾。富田保は陸上・海上交通の要衝である。

岩国氏の所領である周防東部から安芸に至る沿岸部はもとより、岩国氏が所領を展開し、勢力下に置いていたと思われる大島は周防と安芸をつなぐ地乗り航路と忽那諸島を経由して周防と伊予をつなぐ航路⁽⁴⁷⁾の結節点に位置する要衝であつた。岩国氏もこうした平氏の瀬戸内海支配政策の一角をなつていて海賊的武士のひとりだつたのである。

三、岩国氏と内乱の展開

本章では、内乱期と内乱後における岩国氏の動静を論じたい。

寿永二（一一八三）年七月、平氏一門が木曾義仲に追わられて安徳天皇を奉じて都落ちし、西国で再起を図った⁽⁴⁸⁾。八月末、平氏は九州大宰府に入るが、豊後の緒方氏らに追われ⁽⁴⁹⁾、長門目代紀伊通資の援助を得て兵船を調達し、阿波の有力平氏家人田口成良に讃岐の屋島に迎えられた⁽⁵⁰⁾。九州・長門から平氏軍の船団が讃岐屋島に向かうならば周防の沿岸部と大島を通過する必要がある。この時点で周辺海域を勢力下におく岩国氏は平氏に従つていたと思われる。前述した平知盛が大島の島末荘に築いた城はこの頃かもしくは一ノ谷の敗戦後に築かれたものであろう。閏一〇月、平氏が四国で海上交通を遮断し⁽⁵¹⁾、美作以西を制圧して備前に到達した⁽⁵²⁾。一二月、平氏は中国・四国・九州から動員した大軍を率いて一ノ谷に布陣した⁽⁵³⁾。一ノ谷に参陣した平氏家人の中に「石国源太維道」の名があったのは前述した通りである。『平家物語』「六ヶ度軍」では平教経が瀬戸内海各地で反平氏勢力を次々と撃ち破ったことが語られるが、これは閏一〇月から一二月にかけて平氏が瀬戸内海と沿海

諸国を制圧したことを背景にしていると思われる。教経が破つた中に伊予の河野通信、安芸の沼田次郎が含まれている。前述したように河野氏と沼田氏は平氏の瀬戸内海支配に貢献していた。都落ちした平氏が瀬戸内海を再制圧する際に沿海諸国のかつての平氏家人たちを再び従わせる必要があり、平氏軍への参陣を呼びかけた。これを拒否したのが河野氏と沼田氏で、これを受け入れて平氏に従つたのが岩国氏や富田氏であつた。

寿永三（一一八四）年二月七日、一ノ谷で平氏軍は慘敗した⁵⁴。平氏

は平宗盛の本隊が屋島に拠り、平知盛が長門彦島に拠つた⁵⁵。この時点では大島は屋島の宗盛と彦島の知盛とをつなぐ中継拠点である。一ノ谷の戦い後、源頼朝は梶原景時、土肥実平を播磨・美作・備前・備中・備後の守護とし、山陽道の攻略を開始する⁵⁶。九月には源範頼が平氏追討のために西国へ下向し、一〇月には安芸で論功行賞をおこなつた⁵⁷。この頃には陸上の戦場は周防に移つていたと思われる。安芸から周防への入り口にあり、交通の要衝である石国郷周辺も戦場になつたのは想像に難くない。

元暦二（一一八五）年一月、源範頼軍が山陽道を制圧して赤間関まで到達し、二月に豊後へ渡海した⁵⁸。この頃までに岩国氏の本領である石国郷周辺は源氏方に制圧されたと思われる。一方、元暦元（一一八四）年の一二月の藤戸合戦⁵⁹に見られるように海上の平氏の勢いは衰えておらず、彦島と屋島の中継拠点である大島はいまだに平氏の勢力下にあつた。岩国氏は本領を追われつゝも大島と対岸の神代保などで勢力を維持していたと思われる。

二月十九日、源義経の奇襲で平氏は屋島を追われ、さらに志度で破れて義経の追撃で塩飽諸島から厳島へ移動した⁶⁰。平氏は厳島から知盛の拠る彦島へ撤退する。三月二二日、義経率いる源氏軍が「大島津」へ集結し、周防からやつてきた三浦義澄と合流した⁶¹。この「大島津」は現

周防大島である可能性のほか、現周南市にある大島や大津島、「大島」を大島郡と解して対岸の現柳井市などの可能性もある。いずれにせよこの時点で岩国氏の所領の存する大島や対岸の神代保などは源氏軍が通過・集結できる安全地帯になつていていた。屋島の戦いから源氏軍の「大島津」集結までの間に大島周辺は源氏軍の占領下におかれ、岩国氏は勢力をほぼ喪失していたと思われる。そして二日後の二四日に壇ノ浦の戦いで平氏は滅亡し⁶²、岩国兼秀・兼末兄弟が捕虜となつたのは前述した通りである。

内乱後、岩国氏は大島の日前保など多くの所領を没収されたと思われるが、前述の岩国氏の系譜に見えるように神代保に拠点を移して神代氏を称した神代太郎兼高の一族のほか、岩国地方にとどまつたと思われる岩国小二郎兼重の一族もいた。建長二（一二五〇）年には閑院殿造営に「岩国次郎」が築地一本を負担しており、ある程度の勢力を維持している様子が見える⁶³。

鎌倉時代後期に至ると岩国氏の旧領を獲得したと思われる大内氏とそれに従属する弘中氏が岩国地方の支配を強化していく。延慶二（一二〇九）年、大内弘幸が横山に永興寺を創建した⁶⁴。白崎八幡宮の棟札によると建長二（一二五〇）年に清縄左衛門尉によって遠石八幡宮から勧請して室木に建立された白崎八幡宮は、貞和四（一三四八）年に弘中兼胤が白崎山に移転させたという⁶⁵。また、弘中氏の居館と推定される中津館跡の築造開始時期は一四世紀前半代と見られている⁶⁶。これらは岩国地方において一四世紀前半に大内氏・弘中氏の支配が浸透していくことを表している。岩国地方にとどまつた岩国氏の一族は大内氏・弘中氏に追われる形で錦川を遡り、山代莊河内郷へ移動して存続していった⁶⁷。一方、神代氏を称した一流は大内氏水軍に編成され、大内氏家臣として存続した⁶⁸。

おわりに

本稿では周防国の平氏家人岩国氏について採り上げた。岩国氏は周防国玖珂郡石国郷を本領とする武士であり、一ノ谷に参陣した平氏家人の中に「石国源太維道」の名が見え、壇ノ浦の戦いで捕虜となつた岩国二郎兼秀・三郎兼末の名が見える。

岩国氏の所領は石国郷のほか、玖珂郡・熊毛郡・大島郡・都濃郡に展開していた。岩国氏と思われる源兼光の所領玖珂・周防・神代保、系譜に見える日隈太郎兼家の所領と思われる日前保、鎌倉期における大内氏の岩国地方の所領石国本庄・横山・通津郷・由宇郷・日積村、室町期に岩国氏の一族が存在した山代荘河内郷などが平安末期の岩国氏の所領であつた可能性がある。

源兼光の所領玖珂・周防・神代保は厳島社領としての性格を持つており、岩国氏と厳島神社は深い関係にあつた。平氏一門か岩国氏自身の所領寄進が契機と思われる。岩国氏の本領石国郷と厳島神社神官佐伯氏の拠点佐西郡が近接していたことが背景にあつた。

岩国氏は周防東部の沿岸部と大島を所領としており、平氏の瀬戸内海支配政策の一端を担つていた。岩国氏の勢力下には平氏の設定した海域監視施設「警固屋」と思われる「ケゴヤ」地名も存在した。平氏から分与された海賊取締り権限をこにして岩国氏は周辺の海賊的武士を編成した。岩国氏は在庁官人としての所職を持つておらず、平氏権力を背景に勢力を拡大した周防東部における「家人奉行」的武士であつた。

治承・寿永の内乱において岩国氏は壇ノ浦の戦いに至るまで平氏方であつた。岩国氏の所領のある大島は瀬戸内海交通の要衝であり、屋島の戦い以前は平氏の勢力下にあつた。屋島の戦いの後、平氏が追い詰められていく中で岩国氏も勢力を失い、壇ノ浦で敗北し、捕虜となつた。内乱後の岩国氏は多くの所領を没収されたが、神代保に拠点と移し、神代

氏を称した一族がいた一方、岩国地方にとどまつた一族もいた。鎌倉時代後期に大内氏・弘中氏の岩国地方支配が強化され、岩国氏は錦川上流に拠点を移していく。

註

- (1) 『源平盛衰記』三六 一谷城構事、『延慶本平家物語』五 平家一 谷構城堺事。
- (2) 『吾妻鏡』文治三(一一八七)年三月一〇日条。
- (3) 岩国市史編纂所『岩国市史』(岩国市役所、一九五七年) 一三七〇 一二九頁。以下、旧版『岩国市史』と表記する。
- (4) 岩国市史編さん所『岩国市史 通史編一 自然・原始・古代・中世』(岩国市、二〇〇九年)。以下、新版『岩国市史』と表記する。
- (5) 齋藤拓海「周防大島の源平合戦」(八幡生涯学習のむら、二〇一七年九月一六日)。
- (6) 『萩藩閥閱録』神代六左衛門、同神代長右衛門、「譜錄」は『岩国市史』(前掲)一三八頁を参照。
- (7) 旧版『岩国市史』(前掲)一三八頁。
- (8) 高山寺本『和名類聚抄』卷八(山口県史 史料編 古代)、山口県、二〇〇五年。
- (9) 『広島県史 古代中世資料編III』(広島県、一九七八年)「新出厳島文書」五九号。
- (10) 『広島県史 古代中世資料編III』「新出厳島文書」一九号。
- (11) 秋山伸隆・國守進・森茂曉・田中倫子・近藤成一・岩元修一「防長の莊園・公領」(山口県史 通史編 中世)山口県、二〇一二年)二二二頁に同様の指摘がある。
- (12) 『山口市史 史料編 中世』(山口市、平成二八年)一二五頁によ

つた。

- (13) 以下の所領注文の地名については『山口市史 史料編 中世』
（前掲）一二五頁、「角川日本地名大辞典」編纂委員会『角川歴史
地名大辞典 山口県』（角川書店、一九八八年）を参照。
- (14) 新版『岩国市史』（前掲）三八一～三八三頁。
- (15) 松岡久人「大内氏の発展とその領国支配」（松岡久人著・岸田裕之
編『大内氏の研究』清文堂出版、二〇一一年）、初出は一九五七年。
- (16) 平瀬直樹「南北朝期大内氏の本拠地—弘世期を中心に—」（『日本
歴史』八一〇号、二〇一五年）。
- (17) 『吾妻鏡』文治三（一一八七）年四月二三日条。
- (18) 『吾妻鏡』文治四（一一八八）年一二月一二日条、「正閏史料外編
一」建久三（一一九二）年六月三日前右大將（源頼朝）家政所下文
〔鎌倉遺文〕五九四号）。
- (19) 「櫛辺文書」嘉祿二（一二二六）年六月 日周防屋代莊領家定文案
〔鎌倉遺文〕三五〇二号）。
- (20) 「勸修寺文書」正治二（一二〇〇）年二月一八日勘修寺經房处分狀
案〔鎌倉遺文〕五〇三五八号）。
- (21) 『本朝皇胤紹運錄』。
- (22) 嘉禎三（一二三七）年一月 日周防国石国莊園沙汰人等重申状
〔新出厳島文書〕九八号、『広島県史 古代中世資料編III』）。
- (23) 安元三（一一七七）年六月五日伊都岐島水精寺勤行日記注進状案
〔野坂文書〕三一七号、『広島県史 古代中世資料編III』）。
- (24) 治承四（一一八〇）年正月一七日伊都岐島水精寺牒案〔野坂文
書〕三三二二号、『広島県史 古代中世資料編III』）。
- (25) 〔島田文書〕建久二（一一九一）年一〇月 日長講堂所領注文
〔鎌倉遺文〕五五六号）。
- (26) 安芸国安摩莊の領家平頼盛が私得分を嚴島神社に毎日御供料、そ
- (27) 『兵範記』保元一（一一五七）年三月二九日条。
- (28) 新版『岩国市史』（前掲）三七八頁、七〇八頁。
- (29) 〔内閣文庫所蔵周防国古文書〕寛元二（一二四四）年四月日僧源尊
重申文案〔鎌倉遺文〕六三一七号）。
- (30) 〔愚管抄〕卷第五。
- (31) 元亨四（一二三四）年三月八日佐伯親重譲状〔野坂文書〕六号、
『広島県史古代中世資料編III』、角重始「佐東郡大墓村と嚴島社
家佐伯氏」（『芸備地方史研究』一二四号、一九七九年）を参照。
- (32) 田村裕「嚴島社領莊園の形成と倉敷について」（松岡久人編『内海
地域社会の史的研究』マツノ書店、一九七八年）、角重始「鎌倉・
南北朝期嚴島社支配の特質」（『史学研究』一四七号、一九八〇
年）。
- (33) 角重始「鎌倉・南北朝期嚴島社支配の特質」（『史学研究』一四七
号、一九八〇年）。
- (34) 長寛一（一一六四）年、嚴島神主佐伯景弘は山県郡・賀茂郷の荒
野を地主から寄進され、別結解に繰り入れることを安芸国衙に申請
している。長寛二（一一六四）年八月某日安芸国一宮神主佐伯景弘
解并目代依旨宿祢外題（『新出厳島文書』三八号、『広島県史 古
代中世資料編III』）。

- (36) 長寛二(一一六四)年四月二一日清原清末田畠等寄進状〔新出厳島文書〕三七号、『広島県史 古代中世編III』。
- (37) 嘉禎三(一二三七)年一一月 日周防国石国莊沙汰人等重申状〔新出厳島文書〕九八号、『広島県史 古代中世資料編III』。
- (38) 永享八(一四三六)年三月二七日大内氏奉行人連署奉書〔厳島野坂文書〕一八一三号、『広島県史 古代中世資料編II』、四月一日某書状〔野坂文書〕八四号、『広島県史 古代中世資料編III』。
- (39) 以下の平氏の瀬戸内海支配についての記述は、下向井龍彦「警固屋」考—平清盛の内海航路掌握政策—〔館報 入船山〕八号、一九九六年)、同「平安時代の国家と海賊」〔瀬戸内海の文化と環境〕瀬戸内海環境保全協会、一九九九年)による。
- (40) 『兵範記』仁安二(一六七)年五月一〇日条。
- (41) 宇田川武久「大内氏警固衆の消長と毛利氏の水軍編成」〔海事史研究〕一九号、一九七二年)。
- (42) 「鳥居大路文書」仁平二(一一五二)年八月一日周防国在府下文〔平安遺文〕二七六三号)、「東大寺文書」養和二(一一八二)年四月二八日野寺僧弁慶申状案〔平安遺文〕四〇二三号)、「吾妻鏡」文治三(一一八七)年四月二三日条、「東大寺文書」正治二(一二〇〇)年一一月 日周防国在府官人置文〔鎌倉遺文〕一一六三号)。
- (43) 野口実「平氏政権下における諸国守護人」〔中世東国武士団の研究〕高科書店、一九九四年)。
- (44) 下向井龍彦「安芸国南部における莊園公領制の形成と豊浜町域」、「源平内乱期の承久の乱にかけての河野氏と三島七島」〔豊浜町史〕呉市役所、二〇一五年)。
- (45) 奴可入道西寂については拙稿「備後国の平氏家人 奴可入道西寂について」〔芸備地方史研究〕二八〇号、一〇一二年)、同「奴可
- (46) 『源平盛衰記』三六 一谷城構事、『延慶本平家物語』五 平家一 入道西寂補考」〔史人〕六号、二〇一五年)を参照。
- (47) 『鹿苑院殿嚴島詣記』康応元(一三八九)年三月一九日条に足利義満一行の船団が屋代島(大島)から忽那諸島を経由して伊予に到達した様子が記されている。
- (48) 『玉葉』寿永二(一一八三)年七月二五日条、『吉記』同日条、『百鍊抄』同日条。
- (49) 『玉葉』寿永二(一一八三)年七月二五日条、『吉記』同日条、『百鍊抄』同日条。
- (50) 『平家物語』卷八 太宰府落。
- (51) 『玉葉』寿永二(一一八三)年閏一〇月一八日条。
- (52) 『玉葉』寿永二(一一八三)年閏一〇月二一日条。
- (53) 『源平盛衰記』三六 一谷城構事、『延慶本平家物語』五 平家一 谷構城堺事。
- (54) 『吾妻鏡』寿永三(一一八四)年二月七日条、『玉葉』同八日条。
- (55) 『吾妻鏡』文治元(一一八五)年二月一六日条。
- (56) 『吾妻鏡』寿永三(一一八四)年二月一八日条。
- (57) 『百鍊抄』元暦元(一一八四)年九月二日条、『吾妻鏡』元暦元(一一八四)年一一〇月一二日条。
- (58) 『吾妻鏡』元暦二(一一八五)年一月一二日条、同二六日条、同二月一日条。
- (59) 『吾妻鏡』元暦二(一一八四)年一二月七日条。
- (60) 『吾妻鏡』元暦二(一一八五)年二月一九日条、同二二日条、同二月一六日条。
- (61) 『吾妻鏡』元暦二(一一八五)年三月二二日条。
- (62) 『吾妻鏡』元暦二(一一八五)年三月二四日条。
- (63) 『吾妻鏡』建長二(一一五〇)年三月一日条。

- (64) 旧版『岩国市史』(前掲) 一四二頁。
- (65) 岩国市史編さん所『岩国市史 史料編一 自然・原始・古代・中世』(岩国市、一一〇〇一年) 五七七頁。
- (66) 「岩国市埋蔵文化財調査報告 第一集 中津居館跡(旧加陽和泉守居館跡)」(岩国市教育委員会、二〇一二年)。
- (67) 新版『岩国市史』(前掲) 三七八頁、七〇八頁。
- (68) 宇田川武久「大内氏警固衆の消長と毛利氏の水軍編成」(『海事史研究』一九号、一九七二年)、平瀬直樹「海辺の武装勢力」(『大内氏の領国支配と宗教』(塙書房、二〇一七年)、初出は一九九四年)。

大学院演習『小右記』講読担当者一覧④

一一〇一四年～一二〇一七年

演習日 担当者

担当者

一二〇一七年 四月一四日 寛仁二年一一月二七日～一二月二日条 氏原秀

氏原秀

一二〇一七年 四月二一日 寛仁二年一二月二日～五月条 竹下紘平

竹下紘平

一二〇一七年 四月二八日 寛仁二年一二月六日～七月条 孟瑜

孟瑜

一二〇一七年 五月五日 寛仁二年一二月七日～一三日条 棚橋啓美

棚橋啓美

一二〇一七年 五月一二日 修論予備発表 氏原秀・竹下紘平

氏原秀・竹下紘平

一二〇一七年 五月十九日 寛仁二年一二月一四日～一五月条 青原温子

青原温子

一二〇一七年 五月二六日 寛仁二年一二月一六日条 棚橋啓美

棚橋啓美

一二〇一七年 六月九日 寛仁二年一二月一五日・一七日～一九日条 青原温子

青原温子

一二〇一七年 六月一六日 修論予備発表 氏原秀・竹下紘平

氏原秀・竹下紘平

一二〇一七年 六月二三日 寛仁二年一二月二〇～二三日条 棚橋啓美

棚橋啓美

一二〇一七年 七月七日 寛仁二年一二月一八日～一四日条 青原温子

青原温子

一二〇一七年 七月二二日 寛仁二年一二月二六日～二七日条 青原温子

青原温子

一二〇一七年 七月二八日 寛仁二年一二月一八日～二五日条 青原温子

青原温子